

八千代市保育士試験による資格取得支援事業の概要について

概要

保育士試験により保育士資格の取得を目指す者で、保育士試験合格後、八千代市内の以下の対象施設に保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験講座費用の一部を補助します。

対象者

保育士試験により保育士資格の取得を目指す者であって、保育士試験合格後、対象施設に保育士として勤務することが決定した者。なお、当該対象施設において、無資格者として勤務しながら保育士試験に合格し、保育士として勤務を開始した者も対象となります。

※雇用保険制度の教育訓練給付や、その他類似補助制度を受けている場合は対象外となります。
※対象者は、対象施設で1年以上連続して勤務する必要があります。

対象施設

八千代市内の下記民間施設

- ・ 保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 認定こども園への移行を予定している幼稚園
- ・ 市が認可した事業所内保育事業
- ・ 小規模保育事業所A型及びB型
- ・ 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けた認可外保育施設（企業主導型を含む）
- ・ 乳児院
- ・ 児童養護施設

補助金の対象経費

保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）に要する費用であって、主に入学料、受講料、及び上記経費の消費税。

なお、上記経費は、合格した保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日までに支払った費用が対象となります。

補助金の額

補助金の額は、対象経費の1/2（上限150,000円）となります。

例：受験講座費用が150,000円掛かった場合は、1/2の75,000円を補助金として交付します。

補助金の交付方法

対象施設に対して補助金を交付しますので、対象施設から補助金が支給されます。

